

TJC 館林塾人倶楽部会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、館林塾人倶楽部（TJC）と称する。

第 2 条 本会は、地域に根差した私塾教育者が、その交流を通じて親睦を深めつつ、私塾の質的向上を図り、新しい時代における教育上の役割を果たし、かつその社会的貢献を目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 懇親会
- (2) 中学・高校進学相談会
- (3) その他

第 4 条 事務所

本会の主たる事務所は、会長事業所に置く。

第 5 条 区域

本会の区域は、館林市及び近郊とする。

第 2 章 会員

第 6 条 会員構成

本会の会員は、第 5 条に定める区域内に住所を有する学校外教育事業者とする。

第 7 条 会費

会員は、入会金 1 万円を納入しなければならない。

第 8 条 入会

第 5 条に定める区域に住所を有する学校外教育事業者で本会に入会しようとするものは入会申込書を会長に提出しなければならない。

第 3 章 機関

第 9 条 総会種別

本会の総会、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

第 10 条 総会の構成

総会は、会員をもって構成する。

第 11 条 総会の権能

総会は、規定に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第 12 条 総会の開催

通常総会は、毎年度事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。(1) 会長が必要と認めた時

第 13 条 総会の招集

総会は、会長が招集する。

第 14 条 議会の議長

議会の議長は、会長がその任に当たる。

第 15 条 総会の定足数

総会は、総会員の 3 分の 1 以上の出席で成り立つものとする。

- 第16条 総会の議決
総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第17条 総会の議事録
総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 出席者
(3) 開催目的、審議事項及び議決事項
(4) 議事の経過の概要及びその結果

第4章 役員

- 第18条 本会に次の役員を置く。
会長 1人 副会長 1人 監査 1人
- 第19条 任期
役員任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第20条 役員選出
役員は、総会において、会員中より選任する。他必要な際は追加できる。

第5章 資産及び会計

- 第21条 資産の構成
本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 私立高校等の協賛金。
(2) 入会金
- 第22条 資産の管理
本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。
- 第23条 経費の支弁
本会の経費は、資産をもって支弁する。
- 第24条 事業計画及び予算
1 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し毎会計年度開始前に、議会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
- 第25条 事業報告及び決算
本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等作成し、毎会計年度終了後3カ月以内に総会の承認を受けなければならない。
- 第26条 会計年度
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

- 1 この規約は、1989年02月23日から施行する。
- 2 2025年04月01日 改定。